

(案)

富山県地域医療確保修学資金  
キャリア形成プログラム

金沢大学特別枠

令和4年8月

富山県厚生部医務課

## 1 はじめに

富山県では、将来、県内の地域医療を担う人材を育成する観点から、金沢大学医薬保健学域医学類のKUGS特別入試特別枠（富山県枠）を設けています。

このキャリア形成プログラムは、特別枠で入学し、卒業後医師免許を取得した皆さんが、医師としての能力開発・向上を図るとともに、地域医療に従事し、地域に貢献いただけるようなキャリア形成を支援する目的でお示しするものです。

## 2 地域医療確保修学資金制度の概要

区 分	内 容
賞与の対象	医薬保健学域医学類のKUGS特別入試特別枠（富山県枠）による入学者 （出願条件：富山県内の高校を卒業した者）
賞与期間	大学1～6年
賞与金額 利率	入学料相当額（入学時 282,000 円） 授業料相当額（年 額 536,000 円） 修学費（月 額 100,000 円） 利 率 年 5 % } 総額 10,698,000 円
返還免除の要件	・大学卒業後、2年以内に医師となり、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。 ・臨床研修修了後、知事が指定する医療機関（4ページ参照）において、地域医療に必要な診療科（下記の特定診療科）の診療に従事し、9年間勤務すること。（3年以上診療に従事した場合は、その在職月数に応じて、返還額の一部が免除されます。）
募集人数	10名

### 特定診療科

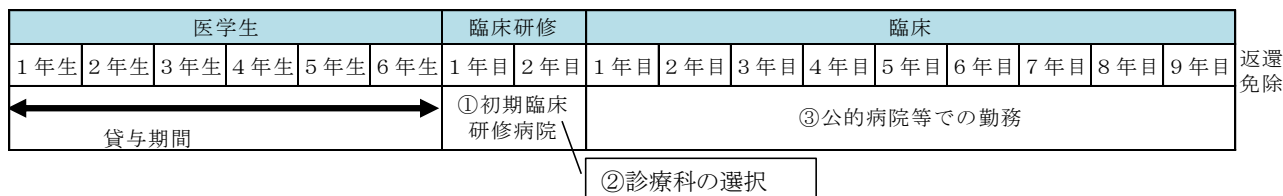
基本領域	サブスペシャリティ領域
小児科	
外科（※1・2）	呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科
産科	
麻酔科	
救急科	
総合診療科	
内科（※3）	感染症
脳神経外科	

- ※1 外科は、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科、形成外科は含まれません。
- ※2 基本領域「外科」を修了した後、サブスペシャリティ領域の専門分野に従事する場合、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科を対象とします。
- ※3 基本領域「内科」を修了した後、サブスペシャリティ領域「感染症」の専門分野に従事する場合を対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。（基本領域「内科」を終了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。）

### 3 キャリア形成プログラム

#### (1) 勤務イメージについて

知事が指定する臨床研修病院での研修終了後、知事が指定する県内の医療機関等において、地域医療に必要な診療科（特定診療科）の診療に9年間従事しなければなりません。なお、9年間のうち、**医師多数区域（富山市）以外の指定された医療機関等に4年間以上勤務することとします。**



##### ① 初期臨床研修病院

- ・ 富山県内の臨床研修病院又は金沢大学附属病院とします。
- ・ 研修先は、医学生と初期臨床研修病院とのマッチングにより決定します。
- ・ 2年間のうち、合計1年以内であれば、県外の協力型臨床研修病院及び研修協力施設における研修を受けることが可能です。

##### ② 診療科の選択

- ・ 診療科は、特定診療科の中から、医師が自由に選択できます。

##### ③ 公的病院等での勤務

- ・ 県内の公的病院等の中から、医師<sup>\*1</sup>（医局に所属する場合は医局の意向も考慮する）と医療機関の要望<sup>\*2</sup>を調整のうえ、各勤務先での就業期間も含めて、最終的に県が決定します。

※1 県は医師との面談等を通じて、キャリア形成に関する希望等を聞き取ります。

※2 県は、県内公的病院等の医師不足の状況把握に努めます。

公的病院等での勤務イメージは、診療科により異なります。各コースのプログラム例については5ページ以降を参照願います。

#### (2) 「専門研修」について

医師の専門性を高めるために知事が必要と認める研修（以下、「専門研修」という）の具体例は、次のとおりとします。

##### ① 専門医取得のための研修について

- ・ 臨床研修終了後、原則、ただちに特定診療科の専門研修プログラムを選択し、専門研修を開始するものとします。専門研修プログラムの選択は、医師が自由に決定するものとします。
- ・ 専門医取得のための研修が**県内**医療機関で行われる場合は、その期間は診療従事期間に算入します。
- ・ 専門医取得のための研修が**県外**の医療機関等で行われる場合は、その期間は診療従事期間に算入されず、返還免除時期が延期されます。

## ② 医師としての資質向上のための研修について

- ・ 医師としての資質向上のため、**県外**の医療機関等において勤務することは、県が必要であると認めれば可能です。その場合、その期間は診療従事期間に算入されず、返還免除時期が延期されます。

## ③ 大学院に入学する場合

- ・ 大学院の所在地を問わず、学業と並行して県内の公的病院等での診療を行う場合は、診療従事の状況により、その期間を診療従事期間として算入するかどうかを決定します。
- ・ 大学院の所在地を問わず、学業に専念し県内の公的病院等での診療を行わない場合は、その期間は診療従事期間に算入されず、返還免除時期が延期されます。

## **(3) 育児休業、休職、その他これらに準ずる休業について**

育児休業等により休業する場合の取り扱いについては下記のとおりとし、下記以外については、その都度協議するものとします。

### ① 診療従事期間として算入されるもの

- ・ 産前産後休暇
- ・ 育児短時間勤務（勤務時間等に応じて診療従事期間を算定）
- ・ 病気休暇（上限あり）

### ② 診療従事期間として算入されないもの

- ・ 育児休業
- ・ 介護休暇
- ・ 休職

## **(4) 診療従事期間を一時中断する場合について**

上記（2）及び（3）により、診療従事期間を一時中断する期間は、それぞれの目的に照らして、必要な期間をその都度協議するものとします。

県は、一時中断を希望する者に対して、理由書等の提出を求めるとともに、中断事由が継続しているか否かを定期的に確認するものとします。

## **(5) 医師のキャリア形成支援について**

地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催、個別面談等を実施し、医学生及び卒業医師のキャリア形成を支援します。